自立支援医療(精神通院)

1 概要

「自立支援医療(精神通院医療)」は、障害者総合支援法に基づき、医療費の自己負担を軽減する公費 負担医療制度の一つです。

対象となる方

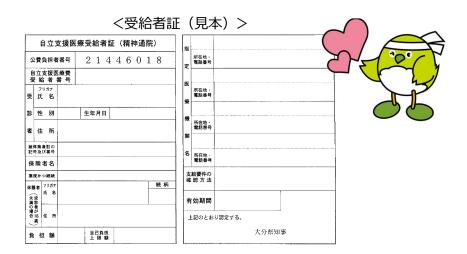
統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患 (てんかんを含む。)を有する方で、精神病状を伴うため通院による精神治療を継続的に必要とする方。 症状が改善していても、再発を予防するために通院治療を続ける必要がある方も対象となります。

対象となる医療の範囲

都道府県等の指定を受けた医療機関(精神科以外も対象)で行われる医療(外来、外来での投薬、ディケア、訪問診療、訪問看護)が対象になります。

入院にかかる医療費、精神疾患に起因しない疾患の医療費は対象になりません。

以下のような受給者証を医療機関に提示することにより、医療費の自己負担が軽減されます。



利用できる医療機関(病院・診療所、薬局、デイケア、訪問看護事業所)

都道府県等が指定した自立支援医療機関(精神通院)のうち、申請書の提出により受給者証に記載された医療機関のみで利用できます。(医療機関の受診時に、受給者証の提示が必要です。)

利用できる病院・診療所、薬局は、原則としてそれぞれ1か所のみです。治療上必要と認められた場合は、デイケアや訪問看護事業所を追加できます。

2 申請から交付までの流れ



3 申請方法

3 申請万法						
申請者	精神障がいのある本人(本人が18歳未満の場合は保護者)。					
	本人以外の方が、本人に代わって申請書を提出することもできます。					
申請先	居住地の市町村窓口(「8市町村申請窓口」を参照)					
必要書類	(②③⑤⑦の各様式は大分県ホームページまたは市町村の窓口にあります)					
	①本人確認書類 (例:マイナンバーカード、運転免許証、精神障害者保健福祉手帳など)					
	②申請書					
	③診断書(精神通院医療用)					
	申請の種類 診断書					
	新規申請			要		
		受給者証の「支給要件の確認	方法」欄に	不要		
	更新申請	更新申請 「1年目」と表示があり、治療方針に変更がない場合 不要				
	(有効期限内の手続き	・) 受給者証の「支給要件の確認	方法」欄に	要		
		「2年目」又は「手帳で新規」と	表示がある場合			
	更新申請(有効期限在			要		
	④マイナンバーを確認できる	ちのと、医療保険の被保険者証				
	本人が加入している医療保険	所得を確認する「世帯」の範囲	必要なマイナンバーと被付	呆険者証写		
		本人と同一住民票の方で、	 左記範囲の世帯員のマ	イナンバーと		
	国民健康保険	国民健康保険に加入している	被保険者証			
		方全員(本人含む)				
		本人と同一住民票の方で、	 左記範囲の世帯員のマイナンバー			
	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入	被保険者証			
		している方全員(本人含む)				
	社会保険、共済組合	本人と被保険者(その医療保 左記範囲の世帯員のマイナンバーと 合 険で本人を扶養している方) 被保険者証				
	マイナ保険証について(令和6年12月2日以降で、紙の被保険者証をお持ちでない場合)					
	(1) 申請先である市町村の国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方					
	紙の被保険者証の	 提示なしで申請できます。				
	マイナポータルの医療保険情報、資格情報のお知らせ、資格確認書の提出は必要ありません。					
	(2) 上記(1)以外で、マ	イナンバーカードを健康保険証とし	て利用登録されている方			
	マイナポータルから図	医療保険情報を印刷して提出して	<i>に</i> さい。			
	医療保険者から発	行される「資格情報のお知らせ」の	提示も可です。			
	(3) 上記(1)以外で、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方					
	医療保険から発行	される「資格確認書」の写しを提出	してください。			
	⑤現在お住まいの市町村に一	-年以内に転入された場合は、 <mark>所</mark>	导·税額調査同意書			
		人(18 歳未満の場合は、保護者				
		金、特別児童扶養手当、特別障				
		人以外の方が受け取る場合は、委	•	ださい)		
特殊な		長(以下、「手帳」という。)の申請				
申請方法		目)を省略し、診断書(手帳用)		ます。		
		障害者保健福祉手帳をお持ちの場合を				
	手帳の写しを添付すれば、診断書を省略することができます。 ただし、診断書に基づいて交付された					
	宇帳で、有効期間内であ る	ることが必要です。事前に市町村の	窓口に相談してくたさい。			

4 月額自己負担上限額

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、本制度との併用により原則1割に軽減されます。 更に、本人の収入や「世帯」の所得などに応じて、1か月に支払う自己負担額に上限が設定されます。毎回の 支払いの合計が上限額に達したら、その月はそれ以上支払う必要はありません。

※本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、同じ医療保険に加入している方です。

所得区分	所得の条件		自己負担	月額自己負担上限額	
川待区刀			割合	重度かつ継続 非該当	重度かつ継続 該当
生活保護	生活保護世帯		なし	0円	
低所得1	市町村民税	本人の収入が80万円以下	1割	2,5	500円
低所得2	非課税世帯	本人の収入が80万円超	1割	5,000円	
中間所得1	m 1 17V	所得割 3万3千円未満の世帯	1割	上限額の設定なし	5,000円
中間所得2	市町村民税	所得割23万5千円未満の世帯	1割	(医療保険の - 自己負担上限額)	10,000円
一定所得以上		所得割23万5千円以上の世帯	1割※1	本制度の対象外	20,000円※2

- ※1 重度かつ継続に該当する方のみ自己負担割合が1割となります。該当しない方は本制度の対象外です。
- ※2 令和9年3月までの経過的措置です。経過的措置が延長された場合は、受給者証にゴム印で記載された有効期限まで利用できます。

重度かつ継続について

以下のいずれかの要件を満たす方が「重度かつ継続」に該当します。

- ① 疾病の種類に関わらず医療費が高額で、「高額療養費」を1年に4か月以上利用(多数回該当)している世帯の方
- ② 主疾病が次の精神疾患の方
 - ·FO 症状性を含む器質性精神障害(高次脳機能障害、認知症など)
 - ・F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害(アルコール依存症、薬物依存症など)
 - ·F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 - ・F3 気分障害(うつ病、躁うつ病など)
 - ・G40 てんかん
- ③ ①②以外で、3年以上の精神医療の経験のある医師が、次の症状を示す精神障害のため、入院によらない計画的かつ集中的な通院治療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)が継続的に必要であると判断した方
 - ・情動及び行動の障害
 - ・不安及び不穏状態

5 交付

- (1) 申請に基づき判定が行われ、支給認定を行うことが決定されると、自立支援医療受給者証(精神通院)が交付されます。支給認定を行わないことが決定された場合、その旨が書かれた通知書が交付されます。
- (2) 自己負担上限額が設定されている方には、受給者証と「自己負担額管理票」をお渡しします。

6 利用にあたっての注意点

受診するときは、その都度、被保険者証に加え、**受給者証と自己負担額管理票を医療機関に提示してください**。 提示がない場合は自立支援医療費の適用が受けられず、3割負担となりますので、ご注意ください。

受給者証は、受給者証に記載されている医療機関で利用できます。**医療機関が変わる場合は、速やかに変更の** 手続きを行ってください。

7 受給者証交付後の申請又は届出

受給者証が交付された後、下表の場合は、手続きが必要です。お住まいの市町村窓口へ提出してください。

種類	内容	必要な書類	
更 新	現在お持ちの受給者証の有効期限以降も、受給者証の利用を希望するとき	・3の必要書類と同様	
氏名や住所の変更	氏名や住所が変わったとき ※ほかの市町村や都道府県への転入時は、転入先の 市町村に届け出てください。	・現在お持ちの受給者証 ・変更内容が確認できるもの ・マイナンバー、本人確認書類	
保険の変更	加入している医療保険が変わったとき	・現在お持ちの受給者証 ・新しい被保険者証 ・マイナンバー、本人確認書類	
	※あわせて世帯が変更になった場合	※ 3の必要書類 ⑤⑥参照	
医療機関の	通院する病院・診療所や薬局などが変わるとき	・現在お持ちの受給者証	
変 更・追 加	デイケアや訪問看護を追加するとき	・マイナンバー、本人確認書類	
再 交 付	受給者証が汚れたり、破れたり、紛失したとき	・現在お持ちの受給者証 (紛失した場合は提出不要) ・マイナンバー、本人確認書類	

8 市町村申請窓口(令和6年9月現在)

市町村名	窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
大分市	大分市役所	障害福祉課 医療·手当給付担当班	870-8504	大分市荷揚町 2-31	097-537-5786
別府市	別府市市役所	障害福祉課	874-8511	別府市上野口町 1-15	0977-21-1413
中津市	中津市役所	福祉支援課 障害福祉係	871-8501	中津市豊田町 14-3	0979-62-9802
日田市	日田市役所	社会福祉課 障害福祉係	877-8601	日田市田島 2-6-1	0973-22-8290
佐伯市	佐伯市役所	障がい福祉課 障がい福祉係	876-8585	大分県佐伯市中村南町 1-1	0972-22-4524
臼杵市	臼杵市役所	福祉課 障がい福祉グループ	875-8501	臼杵市大字臼杵 72-1	0972-63-1111
津久見市	津久見市役所	社会福祉課 障がい支援班	879-2435	津久見市宮本町 20-15	0972-82-9519
竹田市	竹田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	878-0011	竹田市大字会々1650	0974-63-4811
豊後高田市	豊後高田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	879-0692	豊後高田市是永町 39-3	0978-22-3100
杵築市	杵築市役所	市民福祉課 年金・福祉・子ども窓口係	873-0001	杵築市大字杵築 377-1	0978-62-3131
宇佐市	宇佐市役所	福祉課 障がい者福祉係	879-0492	宇佐市大字上田 1030-1	0978-27-8141
豊後大野市	豊後大野市役所	社会福祉課 障がい支援係	879-7198	豊後大野市三重町市場 1200	0974-22-3083
由布市	由布市役所	福祉課	879-5498	由布市庄内町柿原 302	097-582-1111
国東市	国東市役所	福祉課 福祉・障がい者支援係	873-0503	国東市国東町鶴川 149	0978-72-5164
姫島村	姫島村役場	健康推進課	872-1501	東国東郡姫島村 1560-1	0978-87-2177
日出町	日出町役場	介護福祉課 障害福祉係	879-1592	速見郡日出町 2974-1	0977-73-3126
九重町	九重町役場	健康福祉課	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-2111
玖珠町	玖珠町役場	福祉保険課 福祉班	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5	0973-72-1115

9 県の関係機関(令和6年9月現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
大分県こころとからだの相談支援センター	870-1155	大分市大字玉沢 908	097-541-5276
大分県障害福祉課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2727